

川崎市ふれあいフリーパスの御案内について

1. ふれあいフリーパスの利用方法

川崎市内の路線バス乗車時にふれあいフリーパスを提示することで通用期限まで路線バスに乗車できます。なお、ふれあいフリーパス(介助者付)をお持ちの方は、同乗する介助者1名についても路線バスに乗車できます。

- *乗車の際は必ず障害者手帳を携行してください。本人確認のために、バス乗務員から提示を求められることがあります。
- *ふれあいフリーパス(介助者付)を利用しての介助者の単独乗車はできません。

2. ふれあいフリーパスの通用期限

ふれあいフリーパスの**通用期限**は、
フリーパス表面に記載されている**平成31年3月31日まで**となります。

3. 利用できるバスの種類と通用区間等

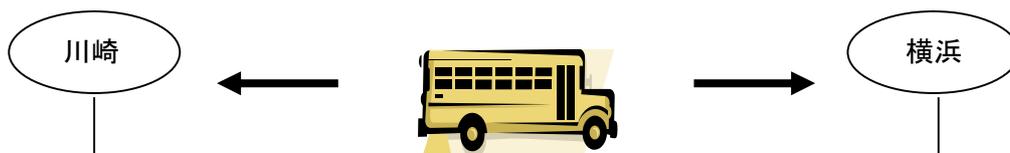
(1) 利用できるバスの種類

川崎市バス、小田急バス、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、東急バス、京浜急行バス
(※コミュニティバスでの利用はできません。)

(2) 通用区間

利用できる路線等	利用できない路線等
○川崎市内を運行する路線バス ○川崎市内と市外をまたいで運行する「路線バス」で、乗降のどちらかが川崎市内路線の停留所の場合 ○ワンコインバス(川崎駅～川崎病院)	×横浜市バス、深夜バス ×高速道路、自動車専用道路を運行する路線 ・TOKYU E-Liner(虹が丘営業所～渋谷駅) ・川崎駅～木更津駅東口 ・川崎駅～東京ディズニーリゾート ・浮島～横浜駅 ・東扇島～横浜駅 ・溝の口駅～新横浜駅 など ×羽田空港等への直行路線 (京浜急行バスの川崎駅～羽田空港路線を除く) ×季節的又は臨時的に設けられた路線

例えば、川崎市のバス停から乗車して横浜市のバス停で降りたり、その逆の場合でもふれあいフリーパスは利用できます。



※ **川崎市内に設置されている他都市との境界付近にあるバス停留所での乗降については、利用できない場合があります。**

(裏 面 も 御 覧 く だ さ い 。)

4. ふれあいフリーパスの再発行

ふれあいフリーパスを紛失されても再発行はできませんので御了承ください。

5. ふれあいフリーパス交付対象者

交付対象者	本人のみ	介助者付 * 申請により同乗する介助者1名も無料で乗車できるフリーパスを交付します。
身体障害者手帳をお持ちの方	1級～4級	12歳未満 ^(※) で1級～4級 * 5級、6級の方は対象となりません。
	5級、6級で社会福祉施設等に 通所されている方(学齢児以上)	
療育手帳をお持ちの方	A1、A2、B1	12歳未満 ^(※) でA1、A2、B1 * B2の方は対象となりません。
	B2で社会福祉施設等に 通所されている方(学齢児以上)	
精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方(手帳の有効期限が切れている と交付できません。更新後の交付となります。)	1級～3級	12歳未満 ^(※) で1級～3級

(※) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象となります。

* 「川崎市重度障害者福祉タクシー利用券」や「市バス特別乗車証」が交付されている方、70歳以上の方は交付対象となりません。70歳以上の方は、「川崎市高齢者フリーパス(福祉パス)」の申請を行ってください。

6. 平成31年度ふれあいフリーパスの更新申請開始時期

* 平成31年4月1日以降に利用できるふれあいフリーパス交付開始時期は、

平成31年3月の最終週頃を予定しています。(詳細は市政だより平成31年3月1日号および市ホームページに掲載予定)

【申請に必要なもの】

- ① **既に交付を受けているふれあいフリーパス**
- ② **身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳**
(2つ以上の手帳をお持ちの方は、すべての手帳を持参してください。)
- ③ **印鑑(朱肉印)【スタンプ印不可】**
- ④ **身体障害者手帳5級若しくは6級をお持ちの方又は療育手帳B2をお持ちの方で社会福祉施設等に通所されている方は「通所証明書」**
※通所証明書は、更新申請を行う際に毎回提出が必要となります。

7. その他

- (1) ふれあいフリーパスは、記名人である本人以外は利用できません。
不正利用が確認された場合は、本券を回収します。
- (2) ふれあいフリーパスの交付を受けた場合、年度途中での川崎市重度障害者福祉タクシー利用券への変更は、原則できません。

お問合せ先

お住まいの区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
又は、川崎市健康福祉局障害福祉課 TEL 044-200-2928
FAX 044-200-3932